

令和7年度

小城市育英資金・小城市小柳育英資金 貸付学生募集要項

【育英資金貸付の目的】

向学心に富み、かつ、有能な資質を有する学生生徒で、経済的な理由により修学困難な者に対して、学資金の貸付を行い、将来有為な人材を養成することを目的とします。

【育英学生の資格要件】

次の要件を満たす、国公立大学（短大と大学院含む）、高等専門学校、高等学校（定時制を含む）、または専修学校（修学年限2年以上の専門課程に限る）への進学予定者、または在学生。

①小城市に保護者等の住所があること。

・小城市育英資金は、小城市内に住所があること。

・小城市小柳育英資金は、小城町内に住所があること。

※小城町内に住所がある方は、願書に小城市育英資金と小城市小柳育英資金のどちらを希望するのかを記入してください。

②勉学に意欲があること。

③学資の支弁が困難であること。

④心身が健全で学力が優れていること。

※②、③、④は、小城市育英資金、小城市小柳育英資金共通の要件です。

【募集人数】

○小城市育英資金 8人以内

○小城市小柳育英資金 2人以内

【他の奨学金等の併用】

小城市の育英資金と他の資金とを合わせて活用される場合は、申請することで影響がないか、必ず他の資金の募集要項等を確認し、返済を考慮した計画的な申請を行ってください。

【貸付金額（在学1年あたりの金額）】

◆大学等	240,000円
◆高等専門学校	180,000円
◆高等学校	120,000円
◆専修学校	240,000円

【貸付期間】

在学する各学校の正規の修学期間の範囲内。ただし、専修学校は、修学年限が2年以上の専門課程に限ります。

【出願手続き】

令和7年3月3日（月）～令和7年3月31日（月） ※期間を過ぎての書類受付は一切できません。

上記の土・日・祝日を除く9時～17時に、教育総務課まで下記の書類を提出してください

※申請様式は、小城市内の各中学校、高等学校、各出張所市民課窓口、教育総務課等に準備しています。

また、小城市のホームページからもダウンロードできます。

※提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

※提出書類についてご連絡する場合がありますので、日中連絡のつく電話番号を記入してください。

①育英学生願書（様式第1号）・・・申込者本人及び親権者が記入してください。

②育英学生推薦調書（様式第2号）・・・願書提出時に学生が在学する学校の学校長（または、出身学校長）に記入してもらい、厳封で提出してください。（開封不可）

③成績証明書（各学校の様式）・・・在学途中から申請の方は履修年が記載されているものを厳封で提出してください。

④所得証明書（市役所窓口発行：育英学生と生計を同一にする家族全員の所得証明書）

・・・提出分は令和5年分の所得証明書です。窓口で取得の際は、最新版とお伝えください。

【育英学生候補者選考および決定】

4月中旬に行う育英学生候補者選考委員会において育英資金貸付の候補者となる学生を決定し通知します。
その後5月下旬までに下記の書類を提出していただき最終的に決定します。

下記の提出書類様式は、通知時に案内しお渡しします。

※成績や経済状況により対象とならない場合もあります。

※書類提出の際、育英学生本人に対して面接か電話で、本人が育英資金の貸付を受け償還することの意思確認もあわせて行います。

※小城市立幼稚園及び小中学校の給食費等の滞納状況も考慮に入れて選考します。

①**進学・在学届**（様式第3号）・・・学生本人が記入し、学校から在学の証明を受けてください。
（在学証明書で代替可）

②**誓約書**（様式第4号）・・・学生本人、親権者、連帯保証人がそれぞれ記入してください。
親権者及び連帯保証人は実印押印し、それぞれ印鑑証明書を添付してください。
※連帯保証人は、親権者以外の方で、育英資金の貸付に伴う債務を保証していただく方です。

③**振込先通帳コピー**（学生本人名義）

【育英資金の貸付方法】

育英資金の貸付（共通）は、年額分を6月、9月、12月の3回に分けて、育英学生本人の口座に振り込みます。

【貸付中の手続き】

毎年、以下の書類を期限までに提出していただきます。提出されないと、貸付停止になる場合があります。

- ① **現学年分の在学証明書**・・・毎年度4月末まで
- ② **前学年分の成績証明書**・・・毎年度5月末まで
- ③ **転学、退学、休学や、学生本人・親権者・連帯保証人の氏名・住所などの変更**（様式5号～11号）
・・・変更があったらすぐに提出してください。

※貸付期間中に保護者等が小城市から転出した場合は、貸付終了となりますので、ご注意ください。

【育英資金の返還】

貸付金は無利子（共通）です。

貸付が終了した時点で、学生本人と連帯保証人連署のうえ、返還手続きをしていただきます。

償還期間は卒業の1年後から最長10年間です。

※返還金は次の学生への育英資金として活用していますので、期間内の返還が必要です。

【育英資金の返還が滞る場合】

正当な理由がなく、償還金の返還が滞る場合は、本人・親権者へ連絡をし、必ず償還して頂きます。

もし、それでも償還されない場合は連帯保証人へも返還請求がされることになります。本人の社会的信用が傷付き、多くの方に金銭的負担を強いることになり、多大な迷惑が及ぶことになります。

育英資金は助け合い・支え合いの事業です。

育英資金の貸付・返還を通して、立派な社会人となられ、人から支えられる側から人を支える側へ大きく成長されることを強く望みます。

【問合せ・提出先】

〒845-8511 小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市教育委員会 教育総務課（小城市役所 東館 2 階）

担 当 石隈、土井 ☎0952-37-6130

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）